

第1回都区財政調整協議会幹事会（R6.12.3）

主な発言概要

本資料は第1回幹事会における協議内容について、区側の聞き取りにより作成したものです。

■ 都側提案事項説明

【都】

私から、都側の提案事項を説明させていただきます。「令和7年度 都区財政調整 東京都提案事項の概要」をご覧ください。

（基本的認識）

まず、今年度の財調協議における都の基本的認識について、一言述べさせていただきます。

我が国の景気は、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、物価上昇、海外経済の動向と政策に関する不確実性や金融資本市場の変動等の影響など、今後の景気動向には、引き続き注視が必要です。

また、元来、都と特別区の収入は、景気動向に左右されやすい法人関係税収の影響を受けやすく、不安定な構造にあり、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、現時点では、都と特別区の財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にあります。

こうした中においても、東京の持続的発展を実現するためには、都と特別区が、大都市東京をともに支えるパートナーとして、これまで以上に連携し、必要な施策を、時機を逸することなく的確に講じていく必要がありますが、都と特別区の財政に対しては、引き続き国や他の自治体からの厳しい目が向けられており、都区双方で同じ危機感を持って対応していかなければなりません。

そのため、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度については、既に算定している事項も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を進めるなど、都区で自律的に算定を見直し、適切に運営していかなければなりません。

都としては、こうした基本的認識に則って、令和7年度財調協議に当たって必要な提案を行っております。

今後、区側提案とあわせて、精力的に協議してまいります。

（財源見通し等）

現時点では、都の財政当局から、都税収入の令和6年度最終見込みや令和7年度の見込みは示されておりませんが、月例経済報告によりますと、「企業収益は総じてみれば改善している」とされているものの、「景気は、一部に足踏みが残る」とされています。また、物価高騰が長引く中、先行きについては引き続き楽観視できる状況にはありません。

これを踏まえた行政部の見通しを申し上げます。

まず、今年度の調整税等についてですが、9月末までの実績を見ると、固定資産税の徴収実績は、前年同月比で約345億円の増、市町村民税法人分は、約506億円の増、法人事業税交付対象額の原資である法人事業税は、約795億円の増となっております。

今年度の都区財政調整の当初算定における算定残は、現時点で約294億円ですが、今後、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議していきます。

次に、令和7年度の調整税等の概略的な見通しですが、固定資産税は、来年度、評価替えの年にはあたらないことから、大きな変動要素はございませんので、税収動向に大きな変動はないと思われます。

市町村民税法人分は、企業業績の動向に大きく左右されることから、今後の経済情勢を慎重に見極めるとともに、税制改正の動向を注視していきます。

今後、都の予算編成が進み、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議していきます。

次に、基準財政収入額の見込みについてです。特別区民税については、雇用や所得環境の改善を踏まえつつも、今後示される税制改正に向けた国の動向を注視する必要があります。

(都側提案事項)

今回、東京都から提案する事項は、全部で8項目ございます。私からは、算定内容の見直しについて主なものを説明いたします。資料2枚目をご覧ください。

まず、【民生費】の欄、「生活扶助費（中国残留邦人等生活支援給付金）の見直し」です。本件については、実態調査結果に基づき、中国残留邦人等に対する生活支援給付に係る経費について、算定の見直しを提案するものです。

次に、【清掃費】の欄、「総務管理費（補償補填及び賠償金）の廃止」です。本件については、平成12年度から自動車事故見舞金として算定している事項ですが、直近5か年において支給実績があるのは3区のみであることから、算定の廃止を提案するものです。

最後に、【教育費】の欄、「要保護 準要保護 児童生徒就学援助費の算定方法の改善」です。本件については、算定に用いる準要保護児童生徒数等の対象年度を変更することで、国調査に沿った対象者数について、適切な把握を可能とするとともに、数値確認における都区双方の事務負担軽減を図ることを目的として、算定の改善を提案するものです。

次に、「令和7年度 都区財政調整 東京都提案事項説明資料」をご覧ください。今回の提案事項について、費目毎に提案事項の内容を記載したものです。

東京都提案事項の説明は以上です。

■ 区側提案事項説明

【区】

お手元の資料「令和7年度都区財政調整区側提案事項」をご覧ください。

(提案概要)

特別区は、首都直下地震への備えや、超高齢社会への対応などをはじめとした、大都市特有の膨大な行政需要を抱えております。さらに、物価高騰に伴う各種対策など、課題が山積している状況でございます。

そのような中で、法人住民税の一部国税化等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方的に奪われており、特別区の財政運営は、より厳しい状況にさらされています。

このような状況下においても、区民サービスの水準を落とすことなく、多様化する行政需要に的確に対応していくことが、基礎自治体である特別区の責務であると考えております。そこで、現在の社会経済状況の中で特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、都区財政調整区側提案事項を吟味し、取りまとめております。

基本的事項は3点となります。

まず、「都区間の財源配分に関する事項」です。

特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に都から区に

移管されることから、都と特別区の役割分担の大幅な変更に応ずるため、その関連経費の影響額について、必要な財源が担保されるよう、配分割合の変更を求めるものであります。

併せて、将来の設置区数の増加による影響額に応じて、順次配分割合を変更することを求めます。

また、協議にあたっては、都区間の財源配分の課題と、特別区相互間の財政調整の課題とを明確に区分し、現行算定の見直しと配分割合の変更事由を混同しないよう、よろしくお願いいたします。

次に、「特別区相互間の財政調整」として、投資的経費の見直しなど、特別区の実態を踏まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の需要を含め、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、区側の考え方に沿って整理することを求めるものでございます。

最後に「都区財政調整協議上の諸課題」として、特別交付金、都市計画交付金について、課題の解決に向けて、具体的な検討を進めるよう求めるものでございます。

とりわけ、都市計画交付金については、都区の実績に見合った交付金総額の拡大など、抜本的な見直しを図る必要があると考えておりますので、前向きな対応をお願いします。

次のページをお願いいたします。この資料は、区側提案事項の内容をまとめた一覧です。

まず、都区間の財源配分に関する項目として、「児童相談所関連経費」を提案いたします。

次に、基準財政需要額の主な調整項目として、「議会総務費」では、「公共施設LED灯切り替え事業費」など10項目、「民生費」では、「ヤングケアラー支援事業費」など22項目、3ページの「衛生費」では、「新型コロナウイルスに係る予防接種費」など11項目、4ページの「清掃費」では、「資源回収事業費に係る委託料」など2項目、「経済労働費」では、「労働総務費における高齢者就労対策事業助成金」について、「土木費」では、「交通災害対策費における自転車走行空間整備事業費」など6項目、5ページの「教育費」では、「小・中学校費における学校給食費保護者負担軽減事業費」など16項目、さらに、6ページの「その他」として、「投資的経費の見直し」など7項目を加えまして、合計76項目の区側提案事項を整理しております。

本提案につきましては、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある需要を含め、現に特別区に存する行政需要を、財調上で財源保障すべき項目・規模として基準財政需要額のあり方を踏まえ、整理しているものです。

（基準財政需要額のあり方）

なお、昨年度の協議では、「基準財政需要額のあり方」について、都区の考え方に、大きな乖離があり、改めて議論が必要であることが確認できました。そのため、今年度は、個別事業の協議などにおいて、議論を行うことで、都区間の共通認識を改めて積み重ねて参りたいと考えておりますので、限りある時間の中で実り多い協議ができるよう、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、昨日開催された財調協議会では、都区間の財源配分に関する事項について、都区の意見が大きく乖離している状況です。これまでの検討経過を踏まえ、配分割合の変更に向けて、区側の考えに沿った対応を図るよう、よろしくお願いいたします。

また、協議上の諸課題について、都側から課題解決に向けた前向きな見解は示されず、踏み込んだ議論ができておりません。幹事会での協議については、議論を前進させるべく、区側提案に対する都側の見解をしっかりとお示しいただくとともに、前向きに議論に応じていただくよう、よろしくお願いいたします。

区側提案事項の説明は以上でございます。

■ 都側総括的意見

【都】

それでは、区側提案事項に関しまして、この場では総括的な意見を申し上げます。

ただいま、「都区間の財源配分」、「特別区相互間の財政調整」及び「都区財政調整上の諸課題」の3事項について、ご説明がございました。私からは、東京都の基本的な考え方を申し上げます。

（都区間の財源配分）

まず、「都区間の財源配分」について、でございます。

令和5年度都区財政調整方針において、「都区間の配分割合に関する事項については、当面の間、令和2年度都区財政調整方針を維持することとし、配分割合の協議については、令和4年度の協議を継続するものとする」とされました。

これを踏まえ、議論を前に進めるため、令和5年度に都と特別区でプロジェクトチームを設置し、配分割合の前段となる議論を進めることとしました。

令和6年7月まで続いた、プロジェクトチームでの議論を通じて、都区双方の考え方の背景等を含め、それぞれの主張が明確になったことが成果であると認識しております。

さらに、プロジェクトチームに引き続く、財調協議に向けた事前の協議において、社会経済の状況と今後の動向なども踏まえた、今年度の財調協議の方向性が議論されたところです。

都としては、令和2年度財調方針に記載されている「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである」という点、地方自治法施行令では、特別区の財源に年度を超えて引き続き著しい過不足が生じる場合、配分割合を変更することが定められている点、つまり、財源保障の観点を踏まえ、児相に関する配分割合を議論する必要があると考えております。

また、都と特別区は、大都市東京をともに支えるパートナーであり、都は、鉄道・道路ネットワークなどのインフラ整備、無電柱化の推進や調節池等の整備による強靱化、産業力の強化、ゼロエミッションに向けた先進的な取組など、ハード・ソフト両面において東京の都市基盤や国際競争力を向上させる施策を行い、特別区は、住民を身近で支えるきめ細かいサービスにより、東京における地域生活を充実させる施策を行うことで、もって東京の持続的発展を実現していく必要があります。

こうした都区双方の役割を踏まえ、東京・日本を持続的に成長させていくことが、ひいては都区の財源の拡充につながると考えております。

偏在是正の議論のような、パイの奪い合いではなく、パイ自体を大きくしていくことが必要であり、都と区がこのような認識を共有しながら、連携・協力し、未来志向で取り組んでいきたいと思っております。

（特別区相互間の財政調整）

次に、「特別区相互間の財政調整」に関する提案ですが、

「特別区の実態を踏まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の需要を含め、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、区側の考え方に沿って整理することを求める」との発言がありました。

都としては、これまでも区側の提案を尊重し、協議に臨んできたところでありますが、令和7年度の都区財政調整も、引き続き国や他の自治体から、厳しい目が向けられている中での協議となります。

こうした状況の中、都区制度の根幹である都区財政調整制度については、既に算定している事項も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を図っていく必要があります。

ます。

そうした観点から、都側から算定方法の見直しなどを提案しております。一方、区側からは、現在実施している様々な施策に関連して、需要の大幅な増加見直しの提案がなされておりますが、こちらも同様の観点で、適正な財調算定に向け、精力的に協議していきます。

(都区財政調整協議上の諸課題)

次に、「都区財政調整協議上の諸課題」に関する提案ですが、

区側から「特別交付金、都市計画交付金について、課題の解決に向けて、具体的な検討を進めるよう求める」との発言がありました。

この点については、個別事項協議の中で、区側からの具体的な提案内容に関する説明を受けた上で、都側の見解を述べたいと思います。

(まとめ)

最後に、財調協議においては、都区双方で議論を尽くすことが極めて重要と考えます。

都としては、本年度の財調協議が実りあるものとなるよう、真摯に協議に取り組んでいきますので、よろしくお願いします。

■ 区側総括的意見

【区】

私から、都側提案事項に関する区側の総括的な意見を述べさせていただきます。

都側からは、国や他の自治体から厳しい目が向けられている中で、既に算定している事項も含めて厳しく見直しを行い、一層の合理化を図るべきという考え方にに基づき、ご説明いただいた3項目を含め、8項目の提案をいただきました。主に既算定を廃止、縮減する内容となっておりますが、その妥当性をよく吟味し、検討していくことが必要であると考えております。

一方で、少子高齢・人口減少社会に対応していく必要がある特別区では、大都市特有の財政需要が、さらに増大することが見込まれ、さらに、物価高騰対策など取り組むべき喫緊の課題が山積しています。

そのため、算定内容の廃止や縮減だけに目を向けるのではなく、特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、常に需要に見合った算定としていく観点を欠かすことはできません。区側としては、これらのことを踏まえ、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう区側提案を吟味し、主体的にとりまとめたところでございます。

また、都区間の財源配分に関する協議については、繰り返しになりますが、昨日の財調協議会において、都区の意見が大きく乖離している状況です。これまでの検討経過を踏まえ、配分割合の変更に向けて、区側の考えに沿った対応を図るよう、是非、前向きなご検討をよろしくお願いいたします。

区側の総括的な意見は以上でございますが、調整税等の一定割合が特別区の固有財源であることを踏まえ、膨大な行政需要を抱える特別区の実態を踏まえた財調制度とするためにも、都区で議論を尽くし、あるべき需要を財調に適切に反映して、特別区の自主的かつ計画的な行財政運営が担保できるよう、具体的な成果の得られるものにしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは、以上です。

■ 都区間の財源分配に関する事項

【区】

私からは、都区間の財源分配に関する事項について発言いたします。

特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管され、都と特別区の役割分担の大幅な変更が生じるものであるため、平成12年に都区合意している都区制度改革実施大綱の規定に基づき、その関連経費の影響額について、配分割合を変更することで、特別区の児童相談所の運営に必要な財源を担保するよう提案いたします。

また、将来の設置区数の増加による影響額に応じて、順次配分割合を変更することをあわせて提案いたします。

本件に関しては、令和5年度財調協議では、都区の考え方に大きな隔たりがあり、一時協議が中断となりましたが、最終的には、協議の中断を長引かせることは、都区の連携を発展させていくうえで望ましくないという判断のもと、早期に結論を出すことを前提に、今後も協議を継続することとなりました。

これを受けて、配分割合の協議をする前段として、都区のプロジェクトチームにおいて検討し、最終的には、「都区の児童相談行政の連携・協力を一層円滑に進めていくことが重要であることから、早期に解決が図られるよう、都区財政調整協議の場へ移行していく。」と取りまとめられたところです。

プロジェクトチームの取りまとめにおいて都区の見解が相違した点もございましたが、これまでの検討経過を踏まえ、是非とも、今年度の協議において、適切な配分割合の変更が実現するよう、前向きな協議をお願いいたします。

本件に関しましては、昨日の財調協議会における都側からの発言を踏まえ区側の見解を申し上げます。

都側は、財源保障の観点として2点を示しておりますが、都区財政調整による財源保障の体系の一部を示したものに過ぎず、しかも児相に関する配分割合について、その2点のみで議論することは到底容認できません。

都区財政調整制度における財源保障の体系は、地方交付税制度により都区一括で保障された財源のもとで、都区間の役割分担を踏まえた都区間財源分配により都と特別区総体の財源を保障したうえで、その結果得られる特別区総体の財源の範囲で特別区間の財源の不均衡を調整し、すべての特別区が一定の行政水準を維持しうるよう各特別区の財源を保障するものであります。

配分割合は、都区間財源分配に係るものであり、都区の役割分担に応じて定め、役割分担の変更に応じて変更するのが制度の趣旨であります。

役割分担の変更に伴う配分割合変更の事由を整理して、都区で合意したのが平成12年都区制度改革実施大綱中の記述であり、配分割合の変更は、制度の趣旨と都区の合意に基づいて行われなければなりません。

自治法施行令における配分割合変更の規定は、役割分担を踏まえた財源分配を行い、その分配のもとで普通交付金を算定した結果として、なお著しい財源不足が生じた場合には当然に配分割合を変更しなければならないとするものであり、その前に、役割分担の変更に伴う配分割合の変更がなされていることが前提になければなりません。

各特別区の基準財政需要額と基準財政収入額を算定して不足額を交付するのは、役割分担に応じた都区間財源分配の結果得られる特別区総体の財源をもとに、特別区間の財源の不均衡を是正するための主たる手段である普通交付金の算定方法であって、配分割合を定めるためのものではありません。

令和2年度財調方針において、都区財政調整が、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであるとしているのは、普通交付金算定の仕組みを言っているにすぎず、各特別区の財源保障に係るものではあっても、都区間の財源配分、つまり都と特別区総体の財源保障に係るものではありません。

ここまですを踏まえ、財調協議会における都側の発言に対して2点質問いたします。

1点目として、都側から発言がございました「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組み」について、これは普通交付金の算定方法であり、配分割合の決定方法ではないと認識していますが、都側の見解を伺います。仮に、需要と収入の差で配分割合を決定するという認識であるならば、その根拠も合わせてお示しください。

2点目として、都側から発言がございました「地方自治法施行令では、特別区の財源に年度を超えて引き続き著しい過不足が生じる場合、配分割合を変更することが定められている」について、先ほども申し上げましたとおり、区側は、都区制度改革実施大綱に基づき配分割合の変更を提案しており、地方自治法施行令第210条の14の規定は影響がないと認識していますが、都側の見解を伺います。仮に、影響があるという場合は、その根拠も合わせてお示しください。

次に、P Tでの議論を踏まえ、1点質問させていただきます。

区立児童相談所は、政令指定により都から区へ権限が移り、児相設置が義務付けられること、また、関連経費の所要額規模が、配分割合に影響が及ぶ規模となっていることから、大綱に定める配分割合の変更事由である「役割分担の大幅な変更」に該当すると区側は認識しています。

そこで改めて確認させていただきます。区立児童相談所の設置区において、都と特別区の「役割分担」については変更していると認識していますが、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

【都】

ただいま、区側から都区間の財源配分に関する事項について、発言がありました。

区側から質問のあった3点について、お答えします。

まず1点目についてですが、令和2年度財調方針において、「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであり、都区間の配分割合は中期的には安定的なものを定める必要がある」ことを合意しております。

この合意文章の主語は、都区財政調整であり、また、後段で都区間の配分割合の定め方を述べていることから、単に各区に交付する普通交付金の算定方法を述べているわけではありません。

普通交付金は、地方自治法施行令第210条の12の規定により、特別区の基準財政需要額から基準財政収入額を控除することにより得られる財源不足額であるというのが都区財政調整制度の基本であり、地方自治法施行令第210条の14の規定により、この財源不足額の合算額と普通交付金総額が引き続き著しく異なる場合には、条例で定める割合の変更、つまり配分割合の変更を行うものであります。

こうしたことから、特別区の需要と収入がどうなっているかという点抜きには、都区間の財源配分を検討することはできません。

次に、2点目についてですが、地方自治法逐条解説では、地方自治法施行令第210条の14について、「著しく異なることとなる場合」には、制度改正や事務配分の変更により著しく異なることとなる場合も含まれる。」とされています。

このことから、児相の事務についても、当然地方自治法施行令第210条の14の観点から検討すべきということでもあります。

次に、3点目についてですが、児相PTで確認したとおり、「児童福祉法上、児童相談所の事務は、都道府県が行う事務であるが、政令で指定された場合は、当該特別区が行う事務になる」と考えています。

私からは以上です。

■ 都区連携経費

【区】

私からは、都区連携経費について、発言いたします。

特別区は、首都直下地震への備えなど、大都市特有の膨大な行政需要を抱えており、取り組むべき課題が山積しております。

このような課題への取組には、非常に長い時間と多額の費用を要することとなり、将来を見据え、中長期にわたり安定的・継続的に取り組んでいく必要があり、課題解決のためには、都区の緊密な協働と連携が不可欠です。

このため、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の財政需要について、基準財政需要額に算定するよう提案いたします。

具体的には、「TOKYO強靱化プロジェクト」などを踏まえた災害対応等経費、「少子化対策の推進に向けた論点整理 2024」などを踏まえた少子化対策経費、「ゼロエミッション東京戦略」などを踏まえた脱炭素関係経費を提案いたします。

今年度、2回にわたり、「防災」や「DX」をテーマとして、都区で連携していくための勉強会が開催されており、様々な課題に対して、都区で連携して取り組む必要性については認識が一致しているものと考えておりますので、是非、前向きなご検討をよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

【都】

ただ今、区側から都区連携経費について発言がありました。

現在の東京には、少子高齢化や国際競争力の強化など、我が国が先送りしてきた課題が社会の至るところで先鋭化しています。

こうした東京の都市課題を共有し、共に学び合う場として、今年度はこれまでに2回、「都区連携の勉強会」を開催し、各区長と都の副知事等とが議論を交わしたところです。

都としても、課題解決のためには、都区の緊密な協働と連携が不可欠であると認識しています。

区側からは、「将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の財政需要について、基準財政需要額に算定するよう提案」する旨発言がありました。

まずは、具体的にどのような経費を基準財政需要額として算入することを想定しているのか、区側の見解を伺います。

私からは以上です。

■ 特別交付金

【区】

私からは、特別交付金について2点発言いたします。

1点目は、「特別交付金の割合の引き下げ」についてです。

現行割合の5%については、平成19年度財調協議において、配分割合を55%とすることと合

わせて、特別交付金の割合を2%から5%に変更する案が都から突然示され、都側が配分割合変更とセットであるとして譲らなかったため、止むを得ず暫定的に受け入れたものです。

法人住民税の一部国税化やふるさと納税制度等の不合理な税制改正による減収に加え、長引く物価高騰の影響も重なり、特別区の財政は先行きが依然として不透明な状況です。

このことを踏まえ、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るべく、割合を2%に引き下げることが求めます。

2点目は、「算定の透明性・公平性の向上」についてです。

昨日の第1回財調協議会でも触れましたが、特別交付金は、これまで財調協議により、都区で合意したルールに基づいて運用されてきたものと認識おります。

そのため、改正する必要があると判断した場合は、財調協議により、都区で合意の上、改正が行われるという認識ですが、都側の見解を伺います。

次に、算定項目「Cーイ」に係る精算基準の見直しについてです。論点メモをご覧ください。

算定項目「Cーイ 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応」の算出方法は、財調単価による算定もしくは実績額による算定のいずれか少ない額となっています。

このうち、複数年度にわたる事業で分割交付を受けているものは、実績額による算定の場合にのみ精算されることとなっており、財調単価による算定の場合には、実施されておられません。

昨今、各区において、建築資材の高騰等に伴い当初より工事費が増加する案件が発生していることから、工事費増に係る部分について、実績額による算定と同様に財調単価による算定の場合でも対応していく必要があると考えます。

そこで、事業終了年度に財調単価による算定が実績額による算定を下回る場合で、実績額が増加し、かつ事業終了年度の財調単価が申請年度から増加したときは、事業終了年度の財調単価に整備面積を乗じた額と既に交付した額との差分で精算するよう、算定ルールの見直しを提案します。

なお、本件は早急に対応する必要があることから、都区で合意がなされた際は、今年度から適用することを求めます。

私からは以上です。

【都】

ただ今、区側から「特別交付金の割合の引き下げ」と「算定の透明性・公平性の向上」に関する発言がありました。

特別交付金の割合については、平成19年の都区協議会において、条例の本則を2%から5%に変更する改正条例文案を提示して都区で合意し、改正したものです。

各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでおり、こうした各区の特別な財政需要を受け止めるものが特別交付金です。

近年の特別交付金の申請状況を見ても、区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されております。

次に、「算定の透明性・公平性の向上」についての発言がありました。

特別交付金の算定ルールについては、都側で一方的に策定したものではなく、都区で議論を積み重ね合意したものであり、透明性・公平性の確保の観点からも、問題はないと考えております。

なお、都区双方が改正する必要があると判断した場合は、財調協議により、都区合意の上

で、算定ルールの改正を行うものと認識しております。

また、区側から示された、「算定項目『C-イ』に係る精算基準の見直し」については、次回、都側の見解を述べさせていただきます。

私からは以上です。

■ 都市計画交付金

【区】

私からは、都市計画交付金について発言いたします。

都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が特別区の区域においては都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源として活用できるよう、設けられているものです。

近年、都市計画税は、増収傾向にあり、平成29年度から令和5年度にかけて約482億円の増収となっているにもかかわらず、都市計画交付金予算額は、200億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率は、令和5年度は7.2%となっており、年々低下し続けております。

さらに、交付率に上限があることから、事業の一部にしか充当できない状況にあります。

今後も市街地再開発事業の進展を始めとする、特別区の都市計画事業の増加に伴い、現在の交付金総額200億円では、更なる特別区の一般財源負担と財調財源への圧迫が見込まれます。

区側としては、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都区の都市計画事業の実施割合に見合うよう、交付金総額を拡大すること、全都市計画事業を交付対象化すること、交付率の上限撤廃及び都市計画公園整備事業に係る単価の算定方法を改善することを提案いたします。

また、都市計画事業の都区の実施実態について、従前から必要な情報の提示を求めておりますが、応じていただけておりません。都区の都市計画事業の実施割合に見合った交付金総額について、都区で協議を行うにあたっては、都区が行っている都市計画事業の実施実態や都市計画税の充当状況を検証することが不可欠です。

平成19年度財調協議までは、財調協議の場を中心に、交付金の対象事業の見直し等について整理してきた経緯がありますが、それ以降の財調協議においては、都側から財調協議の中で直接議論するものとは考えていない等という見解が示され、実質的な議論ができておりません。

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行することが必要です。都市計画交付金につきまして、積極的に議論を重ね課題解決に臨みたいと考えておりますので、是非とも前向きに協議に応じていただくよう、お願いいたします。

私からは以上です。

【都】

第1回財調協議会でも申し上げましたが、都としまでも、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えております。

そのため、都はこれまでも、各区に現状や課題などをお伺いしながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図るとともに、予算の増額にも取り組んできました。

今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況などを勘案しつつ、適切に対応してまいります。

私からは以上です。

■ 子ども医療費助成事業費

【区】

私からは、子ども医療費助成事業費について発言いたします。

本事業における医療費助成は、所得制限や自己負担金を設けずに23区全区で行っております。

一方、財調における子ども医療費助成事業費の算定は、市町村部に対する都補助の水準に準拠しており、所得制限や一部自己負担金が設定されていることから、現行の算定と大きく乖離しています。

所得制限や自己負担金の撤廃については、これまでも都区で協議を重ねてきましたが、都側から、都補助の水準が合理的かつ妥当な水準であるなどといった見解が示され、協議不調となっております。

今回の見直しは、子ども医療費助成事業を取り巻く状況の変化や現行の算定と乖離している状況を踏まえ、改めて所得制限等の撤廃を提案いたします。

国が6月に公表した、「人口動態統計」によると、1人の女性が一生のうちに産む子どもの数の指標である令和5年の「合計特殊出生率」は全国で1.20と過去最低となりましたが、東京都は都道府県別で最も低い0.99という状況にあります。とりわけ、区部では更に低く、全国の市区町村別にみた合計特殊出生率の下位20自治体のなかに6区が入っており、今後、少子化対策に向けた各自治体の取組は、より一層拡充されていくものと考えます。

こうした状況の変化はもとより、特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえれば、本件については、都全域を対象とした都補助の水準ではなく、特別区域におけるサービス水準により算定すべきと考えますが、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

【都】

ただいま、区側から子ども医療費助成事業費について、発言がありました。

区側提案は、都補助の水準ではなく、特別区域におけるサービス水準により算定すべきとの内容であります。

この見直しについては、これまでも複数回にわたり、区側から提案がされていますが、都はこれまでの協議において、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」であるという見解をお示ししてきたところです。

今回、区側から「少子化対策に向けた各自治体の取組は、より一層拡充されていくもの」との発言がありました。

都としても、少子化が急速に進行する中、全ての子どもの健全な育ちと子育て世帯の経済的負担の軽減を進めるため、子どもの医療費助成について、令和7年10月からの所得制限撤廃を目指すことと致しました。

そのため、財調の標準区経費の設定においても、令和7年10月分以降、所得制限を撤廃することで合意をしたいと考えております。

私からは以上です。

■ 学校教員費（区費非常勤栄養職員）

【区】

私からは、学校職員費における区費非常勤栄養職員について、発言いたします。

本事業は、完全給食単独実施校について、栄養職員を含む栄養教諭等が各校1名配置となるよう、区費で栄養職員を配置しているもので、特別区の実施状況を踏まえ、新規提案いたします。

統計によれば、令和5年度の食物アレルギーを有する児童・生徒は区部で約2万人、1校あたり平均17人となっており、10年前と比較して2倍に増加しています。

平成24年に都内公立小学校で発生した食物アレルギーを有する児童の死亡事故を受け、文部科学省が平成27年に策定した「学校給食における食物アレルギー対応指針」では、安全性確保のため、原因食物の完全除去対応を原則とするとされたところです。

こうした中で、栄養教諭等については、食物アレルギーを有する児童・生徒に対する除去食等のきめ細やかな対応が必要であり、学校給食における安全・衛生管理の観点から、各校1名配置が必要と考えます。

普遍的な配置実態も踏まえ、各校1名配置となるよう区費で配置している栄養職員を算定すべきと考えますが、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

【都】

ただいま、区側から区費非常勤栄養職員について発言がありました。

食物アレルギーを有する児童・生徒の増加や、「学校給食における食物アレルギー対応指針」などを踏まえた、学校給食における安全・衛生管理の重要性については、都としても認識しております。

一方で、栄養教諭等については「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、学校における標準的な配置人数が設定されています。

具体的には、児童又は生徒数550人以上の学校に1人配置、549人以下の学校は4校に1人配置となっています。

この点については、平成26年度財調協議や令和5年度財調協議においても述べたところですが、区側提案は同法を踏まえた提案となっているのか、区側の見解を伺います。

私からは以上です。

■ 投資的経費の見直し

【区】

私からは、投資的経費の見直しについて発言いたします。

投資的経費の建築工事単価については、東日本大震災後の工事費の高騰等が反映できていないことから、依然として特別区の実態とは大きな乖離が生じており、見直しが急務となっております。

今年度の区側提案は、過去の協議における都側の意見や、令和5年度財調協議の結果を踏まえ、単価の比較のみに留まらず、標準事業規模や年度事業量等を含めた、需要費の全体を検証した上で、取りまとめたものです。

第一に、標準事業規模については、令和5年度財調協議にて、令和3年度末時点の各区の実態に対し、令和4年度算定事業規模の充足率は100.4%となっていることから、充足しているとして提案を見送りました。今回、改めて費目ごと・施設ごとに検証した結果、概ね充足していることが確認できました。個別に検証しても大幅な乖離は見られないことから、今回も提案を見送るものとしております。

第二に、年度事業量のうち、学校の校舎については、各区の長寿命化計画の方針等を踏まえ、現行の47年から80年に見直すとともに、長寿命化改修工事に係る経費の新規算定を提案します。

また、改修の回数については、20年目に1回目の大規模改修、40年目に長寿命化改修、60年目に2回目の大規模改修を行うものとして標準区モデルを設定しております。

なお、その他の施設については、各区の長寿命化計画の方針等にバラつきがあること、国から示されている客観的なモデルがないこと、前回の協議時から大きな状況の変化が見られないこと等から、今後の状況を踏まえて再度検討するものとして、現行の年度事業量の設定を据え置きます。

第三に、算定上の単価のうち、改築単価については、特別区の実態を踏まえ、各区の決算を基礎とした単価に見直すことといたします。令和5年度財調協議にて、都側から、「改築単価の設定方法を見直すのであれば、まずは平成25年度の見直しにおいて都区で合意した設定方法とは異なり、区の決算単価を用いることが妥当であることを検証する必要があると考える」との発言がございました。それを受け、現行算定のベースとなっている「平成25年度用東京都標準建物予算単価」における単価を、令和7年度用のものに更新し、現行モデルの検証を行ったところ、校舎における1㎡あたりの単価について、決算単価と現行モデル単価の間に10万円以上の乖離が生じていることから、改めて各区の決算を基礎とした単価に見直すことを提案いたします。さらに、今後見込まれる需要として、資材価格等の急激な高騰を見込んだ補正である特別補正費、週休2日対応費、ZEB（ゼブ）化費用を掛け合わせた21.1%を決算単価に上乘せして提案いたします。

また、改修単価については、学校の校舎は、文科省のモデル等を踏まえ、長寿命化改修単価を改築単価に0.6を乗じた額、大規模改修単価を改築単価に0.25を乗じた額とすること、また、その他の施設は、現行の工種ごとに積算する方法を継続しつつ、近年の工事単価の伸びを反映するため、平成26年度から令和6年度までの東京都標準建物予算単価上昇率を乗じた額とすることを提案いたします。

併せて、改築及び改修単価については、今後、継続して特別区の実態を反映するため、東京都標準建物予算単価の上昇率に基づき改定されるよう、物騰率の算出方法を改めることを提案いたします。

施設の老朽化対策は特別区の喫緊の課題であり、首都直下地震等をはじめとした災害に備えるためにも、本経費の適切な算定は重要であると考えておりますので、是非、前向きな検討をお願いいたします。

私からは以上です。

【都】

ただいま、区側から投資的経費の見直しについて、発言がありました。

投資的経費については、平成25年度財調協議で全体的な見直しを行って以来、大きな見直しを行えていないため、都側としても、現下の社会・経済状況や各区の実態等を踏まえた見直しの必要性を認識しております。

令和5年度財調協議において、投資的経費の見直しに関する区側提案がなされましたが、標準事業規模や単価設定の方法等について、検証が不足しているという課題を都から提示し、全体的な見直しは不調となっております。

今回の区側提案は、令和5年度財調協議の結果等を踏まえ、需要費全体を検証した上で、取りまとめたものとのことです。

そこでまず、区側提案における改築単価の設定方法について、都の見解を申し上げます。

区側は、改築単価について、「標準建物予算単価」を用いた現行モデルと比較し、各区の決算を基礎とした単価に見直すこととしておりますが、3つの理由から妥当ではないと考えております。

まず、単価設定に用いている各区工事实績の決算額について、1㎡あたりの単価を確認すると、一例ではありますが、公衆便所の外構工事費は4万円から1,123万円と、約281倍もの開きがあります。本事例以外についても、工事ごとの決算額にばらつきがあるため、これらの単価

差の検証および精査がされていないデータを基にした区案は妥当ではありません。

次に、区案は決算を基礎とした単価に、今後見込まれる需要として、週休2日対応費などの補正を乗じることとしております。各区では既に週休2日に対応した工事を実施しており、決算額もそれを踏まえた金額となっているため、決算額と補正で内容が重複しています。

最後に、区案では単価設定に、各区の実態である決算額を用いることとしている一方、年度事業量は実態ではなく、長寿命化を導入するとしている学校校舎を除き、現行の設定である「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」等による数値で据え置くこととしております。

この点について、決算額を用いるのであれば、各施設の実際の供用年数も考慮すべきと考えます。事実、区の調査結果を確認すると、省令の耐用年数を超えて供用している施設が多数存在しており、それらを踏まえた単価設定としなければ、過大な算定に成りかねません。

以上より、各区の決算を基礎とした単価設定は妥当ではなく、客観的な指標である「標準建物予算単価」を用いた現行モデルを改良する形で見直すべきと考えますが、区側の見解を伺います。

私からは以上です。

【区】

ただいま、都側から、現行モデルを改良する形で議論することについて提案がございました。

繰り返しになりますが、区側としては、特別区の実態を表しているのが、各区の工事実績における決算単価と考えております。このため、改築単価については、各区の決算を基礎とした単価による見直し、妥当な設定であると考えております。

また、経費のばらつきについて発言がございましたが、経費が計上されている以上、金額の多寡に関わらず、財調に反映すべき特別区の実態であり、積算の基礎とするのは当然と考えております。

一方、現行の建築工事単価は特別区の実態と大幅な乖離が生じており、見直しが急務となっております。

都区双方で見直しの必要性を認識しており、議論を円滑に進める観点から、次回以降、現行モデルの改良についても並行して検討していくことに異論はございません。

私からは以上です。

【都】

区側から、「現行モデルの改良についても並行して検討していくことに異論はない」との発言がありました。

都としては、今回区側が示した「標準建物予算単価」を用いた単価モデルの検証結果をもとに、これを改良して見直すべきとの観点から、次回見解をお示しします。

また、今回述べた単価以外に関する区側提案の内容については、令和5年度財調協議で提起した課題に対し、一定の検証がなされたものと認識をしておりますが、十分な水準には至っていないと考えております。この点についても、次回以降、都側の考え方をお示しいたします。

私からは以上です。